

塵芥処理業務受託者の選定入札手続開始の公示

■ 業務概要

1. 業務名 大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー 塵芥処理業務
2. 業務内容 塵芥処理業務
3. 委託期間(予定) 2012年10月1日～2014年3月31日

■ 手続等

1. 募集者 エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス株式会社
2. 事務局 〒101-0032
東京都千代田区岩本町3-2-4 岩本町ビル9階
エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス株式会社
大手町一丁目プロジェクト開設準備室
担当 篠原 康浩
TEL 03-6384-0614 FAX 03-5821-1020
3. 参加申込書の提出期限 2012年2月22日(水)

大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー（A棟）

塵芥処理業務委託先選定入札実施公告



エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス株式会社

一般競争入札の実施について（公告）

次のとおり一般競争入札を実施します。

2012年2月13日

エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス株式会社

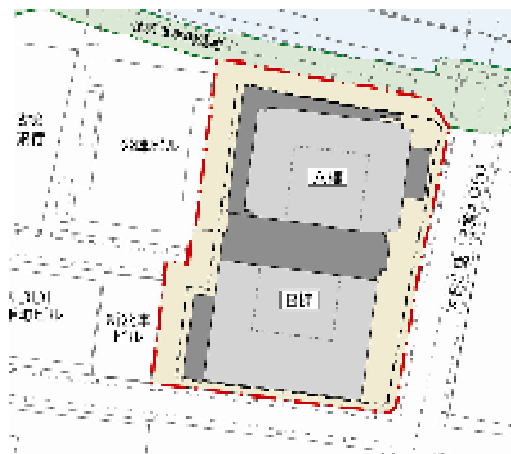
1 本建物概要と目的

大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業（以下「本計画」という）は、大手町合同庁舎第1号館及び第2号館跡地を施行地区とし、都市再生プロジェクト「大手町合同庁舎跡地の活用による国際ビジネス拠点の再生」を実現することを目的としている大手町連鎖型都市再生事業の第2次事業です。

本計画では、国際金融・情報通信・メディア産業などの集積を生かし、グローバルビジネスの戦略拠点として再構築するとともに、大街区による緑豊かな一体的都市空間の創造及びアメニティの確保、隣接地区との有機的連携・公民連携のまちづくりを推進しています。

建物は大きく分けてA棟・B棟の高層ビル部分と全体共用部分からなり、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、財務省、東京地下鉄株式会社、DBJリアルエステート株式会社、三菱地所株式会社、特定建築者（エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社、三菱地所株式会社、東京建物株式会社、株式会社サンケイビル）他（以下、「区分所有予定者」という）が区分所有する予定であります。

本選定入札は、本計画施設のノースタワー（A棟）（以下、「A棟」という）の塵芥処理業務を対象としており同業務を実施する廃棄物処理会社を選定するものです。



2 対象物件概要

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業 A棟 |
| (2) 所 在 地 | 東京都千代田区大手町一丁目地内 |
| (3) 構 造 | 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造 |
| (4) 階 数 | 地下4階・地上30階・塔屋2階 |
| (5) 敷地面積 | 約14,100㎡（街区全体） |
| (6) 延床面積 | 約110,000㎡（A棟） |
| (7) 用 途 | オフィス、店舗、駐車場他 |

3 入札に関する事項

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 募 集 者 | エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス株式会社 |
| (2) 業 務 内 容 | 塵芥処理業務 |
| (3) 履 行 期 間 | 2012年10月1日（予定）～2014年3月31日 |

4 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次にあげる条件をすべて満たしている者であること。

- ① 下記に記載する本業務に必要な許可を取得していること。
 - ・一般廃棄物収集運搬業許可証
 - ・産業廃棄物収集運搬業許可証
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成20年法律第28号 以下「廃掃法」という）に違反し、過去5年以内に行政処分を受けている者でないこと。
- ③ 東京都における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取り組みに係る優良性基準適合認定制度において「収集運搬業に係る産廃エキスパート」の認定を受けている者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けている者又は会社法（平成17年法律第86号）により特別清算を行っている者でないこと。
- ⑤ 手形交換所における取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。
- ⑥ 国税、地方税、その他公租公課について滞納処分を受けている者でないこと。
- ⑦ 団体等又は団体等の構成員（役員、使用人等を含む）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に想定する暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条で定義されている規制対象者でないこと。
- ⑧ 総務省で発表されている各省庁における物品の製造・販売等に係る競争入札の参加資格（全省庁統一資格）で、平成22・23・24年度「関東・甲信越」エリアの「役務の提供等」において「B」等級以上（付与数値合計80点以上）に格付けされている者であること。
- ⑨ 過去5年以内に2年以上、延床面積7万㎡以上の大型複合用途施設（※1）において塵芥処理業務（常駐管理含む）の元請け受託実績を有する者であること。
（※1）大型複合用途施設とは、オフィス・商業・ガワルツ等で構成される施設を示す。
- ⑩ 単独事業者で、東京都23区内に本支店、営業所等があること。

5 入札参加手続等

(1) 入札参加提出書類

入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (ア) 入札参加資格等確認申請書（様式 1）
- (イ) 秘密保持誓約書（様式2）
- (ウ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

※ 様式 1・2 は下記からダウンロードし、必要事項を記入すること。

エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービスホームページ <http://www.nttud-bs.co.jp/>

(2) 提出期間

2012年2月13日（月）～2012年2月22日（水）必着
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(3) 提出場所

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-2-4 岩本町ビル
NTT都市開発ビルサービス株式会社 大手町一丁目プロジェクト開設準備室
担当 篠原 康浩 TEL 03-6384-0614

(4) 提出方法

- ・郵送とする。

不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便等記録が残る方法による郵送（提出期限の締切日必着）とし、提出に係る費用は、入札者の負担とする。

6 入札参加資格の確認及び通知

(1) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、2012年2月22日（水）現在の事実をもって行うものとする。
ただし、同日において4に掲げる条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書類を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

(2) 入札参加資格の通知

入札参加資格の結果は、2012年2月24日（金）までに応募者へ通知する。

参加資格を認められた者には、入札説明会（2012年3月上旬開催予定）の開催日時を含めた通知書を事務局よりメールで通知します。

7 事務局

東京都千代田区岩本町3-2-4 岩本町ビル
エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス株式会社 大手町一丁目プロジェクト開設準備室
担当 篠原 康浩 TEL 03-6384-0614

以 上

入札参加資格等確認申請書

2012年 月 日

エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス株式会社 御中

(申 請 者)

所 在 地

会 社 名

代 表 者 氏 名

担 当 者 氏 名

連 絡 先

メー ル ア ド レ ス

印

「大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業」大手町フィナンシャルシティ ノースタワー（A棟）の塵芥処理業務委託先選定入札に参加を希望します。

なお、塵芥処理業務委託先選定入札実施公告に記載のあった「4. 入札参加資格に関する事項」の各条件を満たしていることを誓約いたします。

「4. 入札参加資格に関する事項 ㉔」の業務実績については以下の通りです。

■入札参加資格に示された実績

項目		実績内容
(1)	業務施設名	
(2)	業務場所	
(3)	受託期間	年 月 日 ~ 年 月 日
(4)	受注形態	
施設概要等	用途： 構造： 建築規模： 延床面積：	
業務範囲等	業務内容： その他：	

■添付資料

資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し1部

秘密保持誓約書

2012年 月 日

エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 名

(印)

当社（以下「甲」という。）は、エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス株式会社（以下「乙」という。）が実施する塵芥処理業務委託先選定入札（以下「本件手続」という。）に参加するに当たり、乙から開示される情報等の秘密保持に関して次の通り約し、その証として本書を作成し、記名、捺印のうえ、これを乙に差入れるものとする。

第1条（情報開示）

甲は本件手続に参加するに当たり、見積を行うに必要な情報の開示を乙から受けるものとする。

第2条（定義）

本誓約書において秘密情報とは、前条により甲に開示された本件手続に関する情報のうち、秘密である旨が明示された文書等の有体物により開示された情報および秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報をいうものとする。

第3条（秘密保持）

甲は、秘密情報を本件手続への参加のために使用するものとし、これらのために開示が必要な①自らの役職員、②弁護士、税理士または公認会計士等の専門家に開示する場合を除き、乙の承諾なくして第三者にこれを漏洩、開示しないものとする。

第4条（例外情報）

以下の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示を受けたときに、既に公知であるか、または甲が保有していた情報。
- (2) 開示を受けた後に、甲の責めによらずして公知となった情報。
- (3) 正当な権限を持つ第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報。
- (4) 甲が独自に開発または取得した情報。
- (5) 法令に基づく公権力の発動によって開示を求められた情報

第5条（秘密情報の返還）

甲は、本件手続への参加のために秘密情報を使用する必要がなくなった場合、秘密情報が記載された書面のうち返還可能な書面を乙に返還するものとする。

第6条（有効期間）

甲は、本件手続への参加後も、本誓約書に基づく秘密保持の義務を負うものとする。

第7条（準拠法および管轄裁判所）

本誓約書は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。また、本誓約の履行および解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第8条（未規定事項）

本誓約書に規定のない事項および本誓約書の条項に関して疑義が生じたときは、乙及び甲は、信義誠実の原則にのっとり、誠意を持って協議し解決するものとする。

第9条（損害賠償責任）

甲は、本誓約書に違反し乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

以 上